

意見書案第7号

企業・団体献金の全面禁止を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和6年12月6日

取手市議会議長

岩澤 信 殿

提出者 取手市議会議員 本 田 和 成

〃 〃 遠 山 智 恵 子

企業・団体献金の全面禁止を求める意見書（案）

30年前、「政治改革」論議の中で「企業・団体献金禁止」と引き換えにという名目で政党助成金が導入されました。それにもかかわらず、今日まで「企業・団体献金」は禁止に至らず、政党助成金との「二重取り」といわれる事態が続いています。

政治資金パーティーの名で、脱法的に企業・団体献金を長期にわたって集め、政治資金収支報告書に記載しないなど、裏金をつくっていたという疑いが取り沙汰されています。

物価高から暮らしを守るために苦勞している国民の裏金疑惑への怒りは、総選挙での与党過半数割れという結果にあらわれたと言わざるを得ません。これまで、「政治とカネ」にまつわる事件は、公職選挙法・政治資金規正法違反で国会議員の辞職や大臣辞任などが繰り返されてきました。裏金疑惑の発端となった企業・団体献金には本質的に賄賂性があると考えられ、金で政治をゆがめる最大の原因となっています。

11月21日に発表された自民党の政治改革案は、肝心の企業・団体献金には一切触れていません。「政治とカネ」の問題を解決する上で、企業・団体献金の全面禁止は必須で、今や多くの政党がこの方向で基本的に一致しています。

よって、国会及び政府に対し、企業・団体献金の全面禁止を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣

意見書案第8号

現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和6年12月6日

取手市議会議長

岩澤 信 殿

提出者 取手市議会議員 本 田 和 成

〃 〃 遠 山 智恵子

現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書（案）

令和6年12月2日から、現行の健康保険証を廃止して、マイナンバーカードに保険証機能を持たせる「マイナ保険証」に一本化することになりました。

現行の健康保険証の廃止は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」上、任意とされているマイナンバーカードの取得の事実上の義務化であり、法律上でも大きな問題があります。

さらに、オンライン資格確認システムでのエラーやトラブルが、いまだ多く発生しており、保険資格確認の手段として確実なものとは言えず、マイナ保険証の使用率は10月時点で15.67%にとどまっています。

また、マイナンバーカードを持たない人が保険診療を受けられなくなる懸念や、医療機関においてもマイナ保険証に対応しきれない医院などが一定数あり、閉院という選択肢を取らざるを得ないという現状もあります。日本の医療保険制度は、誰でもひとしく医療を受けられる「国民皆保険」制度を採っていますが、上記のような状況になれば同制度は機能不全に陥りかねず、地域住民の健康の安全性を大きく損なう事態になることも懸念されます。

健康保険証発行を廃止することを撤回し、現行の健康保険証を存続し、マイナ保険証との両立を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 厚生労働大臣 デジタル大臣

意見書案第9号

脳脊髄液減少（漏出）症の診断基準・治療体制の確立等を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和6年12月13日

取手市議会議長

岩澤 信 殿

提出者 福祉厚生常任委員会

委員長 久保田 真 澄

脳脊髄液減少（漏出）症の診断基準・治療体制の確立等を求める意見書（案）

この病態は、脳脊髄液が何らかの原因で硬膜外に漏れ出す、または脱水などで髄液が減少してしまい、起立性頭痛、頸部痛、悪心、めまい、耳鳴り、聴覚過敏、光過敏、視機能障害、うつ、全身の倦怠感、ふらつき、高次脳機能障害などが起こります。発症の原因としては、交通事故等の外傷を要因とするものや、遺伝疾患などで発症すると言われていています。

さらに、原因不明の頭痛やめまい、倦怠感を訴えている不登校の児童生徒や起立性調節障害と診断されたが治療しても改善しない児童生徒の中には、脳脊髄液減少（漏出）症が原因の可能性ががあります。しかし、この病気は通常の検査では診断できず、専門医が髄液漏れの診断可能な検査（放射性同位元素検査）をして診断されるため、発見が非常に難しいのが現状です。

現在まで、茨城県内には脳脊髄液減少（漏出）症の専門医が在籍した病院がありません。そのため、県外の遠方の病院まで何時間もかけて通院せざるを得ませんが、脳脊髄液減少（漏出）症の患者は起立位や座位で症状が悪化するため、通院のための長時間の移動は非常に厳しくつらいものとなります。

その上、この病気の大変なところは、完治がなく長期間において症状が続き長期的ケアが必要なことです。漏れを止める唯一の治療のブラッドパッチ療法をしても漏れはなかなか塞がらず、複数回行うことが一般的です。しかし、県内では、保険適用で長期間にわたり病態などを総合的に経過観察できる医療施設がないのが現状です。

脳脊髄液減少（漏出）症患者は全国に数十万人いると言われ、多くが難治性の患者です。しかし、難治性の患者の確立した治療法もなければ、難病指定もされていません。連日昼夜問わず続く頭痛に効果のある薬はなく、苦しんでいる患者は半数以上です。早急に難治性患者を救済するために、新しい治療の研究、そして難治性患者の難病指定を望みます。難治性患者そして患者家族も限界です。

こうした観点から、国においては、脳脊髄液減少（漏出）症を十分認識され、医療体制の改善のため下記の措置を講じられるよう要請します。

記

- 1 厚生労働省においては、国の研究機関で難治性の患者の診断基準の確立を急ぎ、治療方法の開発研究をし、治療体制を整えること。
- 2 難治性の長期疾患を指定難病に追加すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣

意見書案第10号

脳脊髄液減少（漏出）症の専門医のいる拠点病院の確保を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和6年12月13日

取手市議会議長

岩澤 信 殿

提出者 福祉厚生常任委員会

委員長 久保田 真 澄

脳脊髄液減少（漏出）症の専門医のいる拠点病院の確保を求める意見書（案）

この病態は、脳脊髄液が何らかの原因で硬膜外に漏れ出す、又は脱水などで髄液が減少してしまい、起立性頭痛、頸部痛、悪心、めまい、耳鳴り、聴覚過敏、光過敏、視機能障害、うつ、全身の倦怠感、ふらつき、高次脳機能障害などが起こります。発症の原因としては、交通事故等の外傷を要因とするものや、遺伝疾患などで発症すると言われていています。

さらに、原因不明の頭痛やめまい、倦怠感を訴えている不登校の児童生徒や起立性調節障害と診断されたが治療しても改善しない児童生徒の中には、脳脊髄液減少（漏出）症が原因の可能性ががあります。しかし、この病気は通常の検査では診断できず、専門医が髄液漏れの診断可能な検査（放射性同位元素検査）をして診断されるため、発見が非常に難しいのが現状です。

現在まで、茨城県内には脳脊髄液減少（漏出）症の専門医が在籍した病院がありません。そのため、県外の遠方の病院まで何時間もかけて通院せざるを得ませんが、脳脊髄液減少（漏出）症の患者は起立位や座位で症状が悪化するため、通院のための長時間の移動は非常に厳しくつらいものとなります。

その上、この病気の大変なところは、完治がなく長期間において症状が続き長期的ケアが必要なことです。漏れを止める唯一の治療のブラッドパッチ療法をしても漏れはなかなか塞がらず、複数回行うことが一般的です。しかし、県内では、保険適用で長期間にわたり病態などを総合的に経過観察できる医療施設がないのが現状です。

こうした観点から、茨城県においては、脳脊髄液減少（漏出）症を十分認識され、医療体制の改善のため下記の措置を講じられるよう要請します。

記

- 1 茨城県内に専門医のいる拠点となる病院を一か所確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】茨城県知事

議案第70号 取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例に対する修正動議

上記の修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び取手市議会会議規則第17条の規定により提出します。

令和6年12月13日

取手市議会議長 岩澤 信 殿

発議者 取手市議会議員 遠山 智恵子

〃 〃 加増 充子

提案理由

本条例の目的にあるとおり、高等教育の機会均等を図るため、奨学生の資格については、親権者等が市税その他の諸納付金のうち規則で定めるものを滞納しているか否かを問わないよう修正提案するものです。

議案第70号 取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例に対する修正動議

議案第70号 取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

第2条第1号の改正規定を削る。

付則第2項を削り，付則第1項の見出し及び項番号を削る。

議案第70号 取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例に対する修正動議

上記の修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び取手市議会会議規則第17条の規定により提出します。

令和6年12月13日

取手市議会議長 岩澤 信 殿

発議者 取手市議会議員 金澤 克 仁

〃 〃 山野井 隆

〃 〃 染谷 和 博

提案理由

奨学生の資格について、親権者等に滞納があった場合においても、滞納金の納付の意思が十分に認められる場合など情状を考慮すべきときには奨学生の資格を認めるよう、修正提案するものです。

議案第70号 取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例に対する修正動議

議案第70号 取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

次の表の修正前の欄（議案第70号の改正後の欄）に掲げる規定を同表の修正後の欄に掲げる規定に下線で示すように修正する。

修正後	修正前
<p>(奨学生の資格)</p> <p>第2条 奨学金の貸付けを受けることができる者(以下「奨学生」という。)は、次に該当するものでなければならない。</p> <p>(1) 市内に<u>居住し、かつ、市税その他の諸納付金のうち規則で定めるものを滞納していない者(情状を考慮し規則で定めるものを除く。)</u>の子弟</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p>	<p>(奨学生の資格)</p> <p>第2条 奨学金の貸付けを受けることができる者(以下「奨学生」という。)は、次に該当するものでなければならない。</p> <p>(1) 市内に<u>居住し、かつ、市税その他の諸納付金のうち規則で定めるものを滞納していない者の子弟</u></p> <p>(2)から(4)まで (略)</p>